

生徒心得，校内細則，校外細則の制定した趣旨等について

生徒心得

【千城台高等学校の生徒としての自覚、品位を保って行動】

- 1 千城台高等学校の生徒としての自覚を持ち，消く，明るく，健やかな態度で，礼儀正しく，品位ある行動をとるように心掛けよう。
- 2 勉学が生徒の本分である。自発的に，計画的に学習するのはもちろん，あらゆる機会をとらえて，知性と教養を高めよう。
- 3 教科以外の教育活動にも積極的に参加し，友情を深め，協力的態度を養い，円満な人格と健やかな身体を築きあげよう。
- 4 男女は互いに尊重し，協力し合うべきものである。異性との交際は清純，明朗にして節度を守ろう。
- 5 常に対話の精神を持ち，暴力を用いず，違法や不正など，高校生として好ましくない行為は断じて排除しよう。
- 6 青年に悩みは多い。悩みについては教師や保護者に積極的に相談し，指導や理解を求めよう。
- 7 健康，安全には常に留意し，特に交通事故などのないよう，慎重に行動しよう。

校内細則

【基本的生活習慣の定着】

- 1 欠席する時は必ず保護者から午前8時から8時30分の間に電話連絡をし，やむを得ず事前に連絡できなかった時は登校した時に所定の欠席届を提出する。
- 2 生活の乱れは遅刻から始まる。交通安全の上からも時間内に余裕を持って登校する。やむを得ず遅刻した時は休み時間にホームルーム（以下H・Rと略す）担任に届ける。
- 3 登校してから下校するまでは原則として校外に出てはならない。やむを得ず外出する時は生徒手帳に必要事項を記入し，H・R担任に届け出る。
- 4 健康や家庭の用事等の理由により，やむを得ず早退する時はH・R担任の許可を得る。家庭の事情や通院による早退は，事前に保護者が生徒手帳に記入した上でH・R担任に届け出る。
- 5 生徒主催の集会を行う時は関係職員を経て校長の承認を受ける。
- 6 掲示物は関係職員を経て校長の承認を受けて，所定の場所に掲示し，期間終了後は必ず撤去する。
- 7 出版物，ビラ等は内容，責任者を明示して，関係職員を経て校長の承認を受ける。

【不要な事故等の防止】

- 8 生徒が金品の徴収を行う時は関係職員を経て校長の承認を受け，収支を報告する。
- 9 必要な学用品以外は校内に持ち込まない。
盗難防止に常に留意するとともに金品を紛失，又は，拾得した時は直ちに関係職員に届け出る。
- 10 携帯電話等は，節度を持って使用する。授業時間等は電源を切る。
- 11 生徒どうしの金銭の貸借，物品の売買はしない。

【安全面への配慮】

- 12 平日の実活動時間は2時間程度とし，終了後は午後6時30分を目安に速やかに下校する。
- 13 時間外の部活動等は家庭連絡をとり，指導職員の指導によって行う。
- 14 休日，休業日は原則として登校しない。但し部活動等で登校する場合は指導職員の指導による。実活動時間は3時間程度を目安とし，終了後は午後6時30分を目安に速やかに下校する。

【生徒への配慮】

- 15 校長の承認した対外活動，その他公用や入学試験等のために欠席する時は公欠願を提出する。

【千城台高校生としての自覚】

- 16 身分証明書は生徒手帳に添えて，常に携帯する。

【本校の教育機関としての公平性】

- 17 教育基本法14条及び15条の精神に基づき，学校の組織的活動として，特定の政党及び特定の宗教のための活動は行わない。

選挙権年齢が満18歳以上に改正されたことにもなう、学校内における選挙運動、政治的活動等は禁止する。

校外細則

【生徒の生命の遵守及び第三者への被害の防止】

- 1 運転免許証を必要とする車両での通学は禁止する。運転免許証は卒業まで取らない。但し、特別の事由により免許証を取得しようとする時は、保護者の承諾書を添え、担任・学年主任等を経て、校長の承認を受ける。取得した場合はH・R担任を経て生徒指導部に届け出る。
- 2 自転車通学を希望する生徒は、自転車通学許可願を担任を経て校長へ提出し承認を受ける。交通規則やその他の規則に違反をする生徒は自転車通学許可を取り消す場合がある。

【安全面への配慮】

- 3 対外活動に参加する時は担任・顧問等を経て校長の承認を受ける。
- 4 外部諸団体に加入する時は担任・顧問等を経て校長の承認を受ける。
- 5 引率職員のない対外活動は行わない。
- 6 遊興的飲食店、遊戯場へは立ち入らない。
- 7 夜間は緊急の要件以外は外出しない。
- 8 保護者の承諾のない外泊をしてはならない。
- 9 学割証を必要とする時は、旅行届を担任等を経て校長へ届け出る。

【生徒の本分である勉学に集中】

- 10 アルバイトは原則として認めない。但し、特別の事由によりアルバイトをしようとする時は保護者の承諾書を添え、担任を経て、校長の承認を受ける。

【安全面への配慮】

- 11 学校の内外を問わず、事故に遭ったり、被害を受けたり、補導されたりした時は速やかに担任・顧問等に届け出る。

※備考

- 1 運転免許証の取得禁止の規定は原付、自動二輪、普通乗用車等すべての運転免許証を指す。
- 2 運転免許証取得の特別な事由とは、就職内定者で就職先より免許取得を義務づけられた者や教習所入所を希望する者に許可する。(但し、入所は冬期休業より)

「附則」

平成 22 年 11 月 25 日一部改正
平成 24 年 11 月 29 日一部改正
平成 28 年 6 月 12 日一部改正
平成 30 年 1 月 18 日一部改正

服装規程，外出についての制定した趣旨等について

質素・清潔・端正

登下校及び学校生活は，学校で定めた服装を着用する。

【1 男子の制服について、千城台高等学校の伝統を踏まえたデザイン】

(1) 冬服

ア 上着，ズボンは黒の通常型（詰襟，5つボタン）の高校生用学生服とする。

イ 上着には所定のボタンをつけ，左襟に学校バッジ，右襟に学年章をつける。

ウ 白のワイシャツ（長袖又は半袖）を着用する。

(2) 夏服

白のワイシャツ（長袖又は半袖）とし，左胸に校章をつける。期間は「4.衣替え」による。

(3) 通学靴

黒の短靴とする。（運動靴も可）

【2 女子の制服について、千城台高等学校の伝統を踏まえたデザイン】

(1) 冬服

ア 上着：本校指定のブレザーを着用し，左襟の所定の位置に学校バッジをつける。

イ ベスト：本校指定のベスト（V型襟ダブルで2つボタン）を着用する。

（ただし、正装行事以外は無地のV型襟ニットベストでもよい。色は白・黒・紺・グレーの着用を可とする。）

ウ スカート：本校指定のものを着用し，長さは膝にかかる程度とする。

エ ブラウス：白とする。

オ リボン：本校指定のものを着用する。

(2) 夏服

ア ベスト：本校指定のベスト（V型襟ダブルで2つボタン）を着用する。

（ただし、正装行事以外は無地のV型襟ニットベストでもよい。色は白・黒・紺・グレーの着用を可とする。）

左胸の所定の位置に学校バッジをつける。

イ スカート：本校指定のものを着用し，長さは膝にかかる程度とする。

ウ ブラウス：白とする。

(3) 靴下は白・黒・紺・茶・グレーとし，無地で普通の長さのものを着用すること。（極端に短いものや，長いものは不可とする。）ただし，入学式，卒業式等の式典は，紺のハイソックスを着用すること。

(4) 通学靴 黒又は茶の短靴とする。（運動靴も可）

3 服装・身だしなみについて

(1) 制服の変形は認めない。男子：上着の裾を短く変形することや通常型でないズボンは認めない。

女子：短く切って変形することは認めない。

※改善の余地がない場合は買い替えをしていただきます。

【(1)については、千城台高校の伝統を踏まえたデザイン】

(2) 頭髪は清潔にし，加工しない。

（染髪脱色，パーマ，エクステ，部分的に極端な刈り上げなど）

【(2)については、千城台高等学校の生徒としての自覚、品位を保って行動】

(3) 化粧などはしない。

（口紅，有色リップクリーム，マニキュア，アイシャドウ，ファンデーションなど）

【(3)については、千城台高等学校の生徒としての自覚、品位を保って行動】

(4) 高校生として， unnecessary 装飾品はつけない。

（指輪，ネックレス，ピアス，イヤリング，サングラス，有色コンタクトなど）

【(4)については、千城台高等学校の生徒としての自覚、品位を保って行動】

(5) 防寒用コートは，高校生にふさわしいものとする。

【(5)については、華美なものとならないよう、千城台高校の生徒として品位を保って行動】

(6) セーターの着用は正装時以外は防寒上必要な場合，上着の下に着用してもよい。

（無地V型襟で色は白・黒・紺・グレーとし，10月1日から5月31日までの期間とする。）

【(6)については、華美なものとならないよう、千城台高校の生徒として品位を保って行動】

(7) ボタンつきのニットベスト及びカーディガンは不可とする。

【(7)については、華美なものとならないよう、千城台高校の生徒として品位を保って行動】

(8) 特別の事由により異装をするときは担任に届け出る。

【(8)については、トラブル防止の観点】

1 衣替え

(1)6月1日、10月1日を衣替えの日とする。

移行期間は、夏服は5月1日～6月10日 冬服は9月21日～10月31日とする。

2 上履

(1)本校所定のものに記名して用いる。

外出について

【1～5については、安全かつ充実した生活を送る態度の育成】

1. 本校は創設時より、弁当持参が原則である。
2. 朝、校門を入ったら放課後まで、校外に出ないのが原則である。
3. 登校にあたり、学習用具・弁当（パンも含む）をきちんと用意して来るのが、本来の姿である。
外出に時間を費やさず、クラスの友と一緒に楽しく昼食をしよう。
4. 外出はやむを得ぬ例外行為なので、担任の許可が得られた者のみしか認められない。
5. 外出許可にあたり
 - (1) 生徒手帳の外出届欄を使う。
 - (2) 外出許可書は公文書であり、鉛筆書きは無効である。
 - (3) 日付のない外出許可書も無効である。
 - (4) 付き添い（外出許可なし）は認めない。
 - (5) 外出許可届はできるだけ朝の SHR 時に担任に届ける。
 - (6) 外出のときは特に服装・履き物・交通に留意する。